平成２２年（フ）第１５２号
神奈川県横須賀市浜見台１丁目３番２号　グリーンヒルズ追浜608、住民票上の住所神奈川県横須賀市浜見台１丁目３番２号　グリーンヒルズ追浜330
債務者　高橋　　豊
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
　　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１５４号
神奈川県三浦市三崎町諸磯1141－１　サンプーケット412、住民票上の住所神奈川県三浦市岬陽町２番36号　栄マンション101
債務者　佐藤　和也
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
　　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１５６号
神奈川県横須賀市太田和２丁目３番10号
債務者　木下　安雄
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
　　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１５９号
神奈川県横須賀市若宮台25番２号　金丸マンション２Ｆ
債務者　榊原　義彦
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
　　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１６１号
神奈川県横須賀市平作５丁目14番16号　シティハイムサンライズ101
債務者　福田　　斉
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
　　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１９８号
和歌山市園部440番地の26
債務者　中谷　友紀
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２２３号
和歌山市南細工町29番地、住民票上の住所和歌山市梅原71番地の６
債務者　吉川　和孝
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２８４号
和歌山市朝日502番地の７
債務者　田中眞理子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２８５号
和歌山市平井436番地
債務者　田村章男こと　大瀧　章男
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２９３号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字西渋田28番地
債務者　松浦　　健
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２９５号
和歌山県紀の川市粉河3167番地302
債務者　三塚　晴美
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２９８号
和歌山市和歌浦東２丁目４番88号
債務者　山田　尚美
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３０５号
和歌山県橋本市高野口町名古曽185番地の16
債務者　海堀　主税
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３０６号
和歌山県橋本市高野口町名古曽185番地の16
債務者　海堀　真美（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３１２号
和歌山県紀の川市貴志川町岸宮660番地37
債務者　久保田かほる
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３１６号
和歌山県紀の川市粉河3167番地302
債務者　三塚　次男
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３２１号
和歌山市内原1755番地の10
債務者　新原　弘基
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係